



淀川労働基準監督署発表
令和8年9月29日

【照会先】
淀川労働基準監督署
06-7668-0268

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(いわゆる労災かくしの疑い)

令和8年9月29日、淀川労働基準監督署（署長 ^{でぐち} 出口 ^{たかし} 隆）は、株式会社ディアナエス
テート及び同社の代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送
検しました。

記

1 被疑者

- (1) 株式会社ディアナエステート
本社所在地 大阪府豊能郡能勢町片山
事業内容 不動産業
- (2) 同社代表取締役A（以下「被疑者」という。）

2 違反条文等

労働安全衛生法違反
同法第100条第1項
労働安全衛生規則第97条第1項
同法第120条第5号（罰則）
同法第122条（両罰）

3 事件の概要

被疑者は、令和6年12月5日、株式会社ディアナエステートの敷地内において、
同社の外国人労働者が、電動工具を用いて木材の切断作業を行っていたところ、電
動工具が同人の顔面に直撃して、口腔部分を負傷するという、休業日数4日以上
の労働災害が発生したにもかかわらず、当該労働災害について、労働者死傷病報告を
遅滞なく淀川労働基準監督署長に提出しなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

適用法条文は、別紙のとおり。

関係法令

【労働安全衛生法】

第百条

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

第二百十条

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(一乃至四 省略)

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

(以下省略)

第二百十二条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第二百十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【労働安全衛生規則】

第九十七条

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

本条は、じん肺法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第四十五号）により次のとおり改正され、令和7年1月1日から施行されている。

第九十七条

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下、「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

- 一 労働保険番号（建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の労働保険番号）
- 二 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号
- 三 常時使用する労働者の数
- 四 建設工事の作業に従事する労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該

工事の名称

五 事業場の構内において作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該事業場の名称

六 建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の事業場の名称

七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は、当該報告を行う事業者が当該派遣労働者に係る同条第四号に規定する派遣先又は同号に規定する派遣元事業主のいずれに該当するかの別並びに当該派遣先の事業場の名称及び郵便番号

八 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間並びに傷病の名称及び部位

九 休業見込期間又は死亡日時

十 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。）である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分

十一 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因

十二 報告年月日並びに事業者及び報告者の職氏名

2 前項の場合において、休業の日数が4日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、電子情報処理組織を使用して、同項各号（第九号を除く。）に掲げる事項及び休業日数を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

附則（令和六年三月十八日付け厚生労働省令第九十五号）（抄）

第一条

この省令は、令和七年一月一日から施行する。

第三条

事業者は、当分の間、第五条の規定による改正後の労働安全衛生規則（以下「新安衛則」という。）第九十七条第一項に規定する方法による同項の報告に代えて、同項各号に掲げる事項を記載した書面により当該報告をすることができる。